第　６８　号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和３年２月１８日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４２１号の次に次の４号を加える。

(421)の２　医薬品医療機器等法第６条の２第１項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査

地域連携薬局認定申請手数料　１１，０００円

(421)の３　医薬品医療機器等法第６条の２第４項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査

地域連携薬局認定更新申請手数料　１１，０００円

(421)の４　医薬品医療機器等法第６条の３第１項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査

専門医療機関連携薬局認定申請手数料　１１，０００円

(421)の５　医薬品医療機器等法第６条の３第５項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査

専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料　１１，０００円

第２条第１項第４２７号の９の次に次の２号を加える。

(427)の10　医薬品医療機器等法施行令第２条の８第１項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（次号において「地域連携薬局等」という。）の認定証の書換え交付

地域連携薬局等認定証書換え交付手数料　２，１００円

(427)の11　医薬品医療機器等法施行令第２条の９第１項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付

地域連携薬局等認定証再交付手数料　２，９００円

第２条第１項第６２５号ア(ア)中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書」に改め、「別表第２６の８において同じ。）」の次に「又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、同号ア(イ)中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同項第６２５号の２ア(ア)中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同号ア(イ)中「及び設計住宅性能評価

書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同項第６２５号の５中「第２９条第１項」を「第３４条第１項」に、「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め、同項第６２５号の６中「第３１条第１項」を「第３６条第１項」に、「第３１条第２項」を「第３６条第２項」に、「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め、同項第６２５号の７中「第３６条第１項」を「第４１条第１項」に改める。

別表第２２の１の項中	「	（４）　最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の１０，０００分の１未満のもの	（１）か 額の２
ら（３）までに掲げる金 倍の額	を「	（４）　最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の１０，０００分の１未満のもの （５）　（１）、（３）又は（４）に掲げる非自動はかりで２以上の計量範囲を有するもの	（１） 額の 計量 （１） 金額 加算
から（３）までに掲げる金 ２倍の額 範囲が１増すごとに、 、（３）又は（４）に掲げる に当該金額の５割の額を した額	」	に改める。	
別表第２３の１の項中	「	エ　最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の１０，０００分の１未満のもの	アから ２倍の

ウまでに掲げる金額の額	「を」	エ　最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の１０，０００分の１未満のもの オ　ア、ウ又はエに掲げる非自動はかりで２以上の計量範囲を有するもの	ア２計、該額

からウまでに掲げる金額の倍の額 量範囲が１増すごとに、アウ又はエに掲げる金額に当金額の５割の額を加算した	「」	に改める。

別表第２６の５適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合の項中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改める。

別表第２６の６適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	３４，０００円

」を「

面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下の場合	２１，０００円
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	３４，０００円

」に改め、同表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１８５，０

「

面積が３００平方メートルを超え１，	１４３，０００円

００円」を

０００平方メートル以下の場合	
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１８５，０００円

」に改める。

別表第２６の７適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	３４

，０００円」を「

面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下の場合	２１，０００円
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	３４，０００円

」に改め、同表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	３９６，０

００円」を「

面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下の場合	３１０，０００円
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	３９６，０００円

」に改める。

別表第２６の８適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合の項中「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改める。

別表第２６の９適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１７

，０００円」を「

面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下の場合	１０，５００円
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１７，０００円

」に改め、同表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	９２，５

「

面積が３００平方メートルを超え１，	７１，５００円

００円」を

０００平方メートル以下の場合	
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	９２，５００円

」に改める。

別表第２６の１０適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又はこれに相当するものとして知事が指定するもの」を加え、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１

７，０００円」を「

面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下の場合	１０，５００円
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１７，０００円

」に改め、同表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも」に、「

面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１９８，

０００円」を「

面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下の場合	１５５，０００円
面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下の場合	１９８，０００円

」に改める。

別表第２６の１１の２認定通知書が添付された場合の項中「

３００平方メートル以上２方メートル未満のもの

，０００平

	２６，０００円

」を「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１７，０００
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２６，０００

円

円」に改め、同表認定通知書が添付されない場合の項中「

３００平方メートル以上２，０方メートル未満のもの

００平

	１２９，０００円

」を「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１００，０００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１２９，０００円

」に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、「

３００平方メートル以上方メートル未満のもの

「

３００平方メートル以上１，０００平	２５６，００

２，０００平方メートル未満のもの	
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３２５，０００円

を

２，０００平方メートル未満のもの	３２５，０００円

」を「

１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３２５，０００円

」に改め、同表備考１中「第２９条第１項」を「第３４条第１項」に、「第３０条第１項」を「第３５条第１項」に改め、同表備考３中「並びに第１０条第１号イ（２）及びロ（２）」を削り、同表備考４中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「並びに第１０条第１号イ（１）及びロ（１）」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

別表第２６の１１の３認定通知書が添付された場合の項中「

３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１３，０００円

」を「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	８，５００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１３，０００円

」に改め、同表認定通知書が添付されない場合の項中「

３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	６４，５００円

」を「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	５０，０００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	６４，５００円

」に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、「

３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１６２，５００円

」を「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１２８，０００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１６２，５００円

０円

」に改め、同表備考１中「第２９条第１項」を「第３４条第１項」に、「第３０条第１項」を「第３５条第１項」に改め、同表備考３中「並びに第１０条第１号イ（２）及びロ（２）」を削り、同表備考４中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「並びに第１０条第１号イ（１）及びロ（１）」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

別表第２６の１２住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第２６の１４までにおいて同じ。）の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第２６の１４までにおいて同じ。）の項中「適合証が添付された」を「適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された」に、「

面積が３００平方メートル以上１００平方メートル未満のもの	２６，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１７，０００円
	２６，０００円

」を「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１００，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１２９，０００円
	１２９，０００円

」に、「適合証が添付されない」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない」に、「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１００，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１２９，０００円

」を「

０円

」に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、「

」

「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２５６，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３２５，０００円

」を

ートル以上２，０満のもの	３２５，０００円

」

に改め、同表備考１中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第１号」を「同法第３５条第１項第１号」に改め、同表備考４中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「方法」の次に「又は同令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

別表第２６の１３住宅部分の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「及び設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表非住宅部分の項中「適合証が添付された」を「適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された」に、「

面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１３，０００円

」を「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	８，５００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１３，０００円

」に、「適合証が添付されない」を「適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない」に、「

面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	６４，５００円

」を「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	５０，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２００平方メートル未満のもの	６４，５００円

」に、「標準入力法又は主要室入力法」

「

を「標準入力法等」に、「

面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１６２，５００円

」を

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１２８，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１６２，５００円

」に改め、同表備考１中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第１号」を「同法第３５条第１項第１号」に改め、同表備考４中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「方法」の次に「又は同令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、同表備考６中「第３０条第１項」を「第３５条第１項」に改める。

別表第２６の１４住宅部分の項中「又は建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「及び建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に改め、同表非住宅部分の項中「又は認定通知書」を「、認定通知書又はこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「

面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２６，０００円

」を「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１７，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２６，０００円

」に、「及び認定通知書」を「、認定通知書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの」に、「

面積が３０００平方メ	
０平方メートル以上２，０ートル未満のもの	１２９，０００円

」を「

面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１００，０００円
面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１２９，０００円

」に、「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に、「

面積	
００	

「

面積が３００平方メートル以上

が３００平方メートル以上２，０平方メートル未満のもの	３２５，０００円

」を

００平方メートル未満のもの	
面積が１，０００平方メートル，０００平方メートル未満のも	

１，０	２５６，０００円
以上２の	３２５，０００円

」に改め、同表備考１中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号」を「同法第２条第３号」に改め、同表備考３（１）中「第２９条第１項」を「第３４条第１項」に、「第３０条第１項」を「第３５条第１項」に改め、同表備考９中「並びに第１０条第１号イ（２）及びロ（２）」を削り、同表備考１０中「標準入力法又は主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「並びに第１０条第１号イ（１）及びロ（１）」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　附則第３項及び第５項の規定　公布の日

（２）　前号及び次号に掲げる規定以外の規定　令和３年４月１日

（３）　第２条第１項第４２１号の次に４号を加える改正規定及び同項第４２７号の９の次に２号を加える改正規定並びに附則第４項の規定　令和３年８月１日

（経過措置）

２　前項第２号に掲げる規定の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第２条第１項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

３　附則第１項第３号に掲げる規定の施行の日（以下「３号施行日」という。）の前日までの間、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第６３号）附則第１２条第７項の規定により行われる同法第２条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第６条の２第１項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請又は同法第６条の３第１項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に係る手数料については、改正後の熊本県手数料条例第２条第１項（第４２１号の２又は第４２１号の４に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

４　熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１手数料の項第３８４号の次に次の４号を加える。

384の２　地域連携薬局認定申請手数料

384の３　地域連携薬局認定更新申請手数料

384の４　専門医療機関連携薬局認定申請手数料

384の５　専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

別表第１手数料の項第３９０号の９の次に次の２号を加える。

390の10　地域連携薬局等認定証書換え交付手数料

390の11　地域連携薬局等認定証再交付手数料

（熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置）

５　３号施行日の前日までの間、附則第３項の規定により徴収する手数料については、前項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第２条及び別表第１（手数料の項第３８４号の２又は第３８４号の４に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。